

学校法人明治大学  
理事長 柳谷 孝 殿

## 誓約書

当社（当法人）は、貴法人との取引に当たり、貴法人が定めた「学校法人明治大学調達規程（抜粋）」、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」及び「公的資金における検品マニュアル」に基づき、下記の事項を遵守し、いかなる不正入札、不正取引及び不適切な契約を行わないことを誓約いたします。

### 記

#### 1 公的資金の不正使用防止

- (1) 貴法人の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 貴法人が公的研究費等に関して実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 貴法人の調達に関する基本方針及び関係諸規程に反する行為又は不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても、異議を申し立てないこと。
- (4) 貴法人の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- (5) 貴法人による円滑、適正な検品、検収手続（納品書等の書類と物品等の照合）等に協力すること。
- (6) 以下のような取引を行わないこと。
  - ・ 日付が空欄の見積書、納品書、請求書で対応すること。
  - ・ 実際に納品していない物品について請求すること。納品したように見せかけて請求すること。
  - ・ 別な物品の金額等、本来の物品の価格に水増しして請求すること。
  - ・ 納品した物品について、当該年度に請求書を発行せず、翌年度以降に請求書を提出すること。
  - ・ 1件の取引について、見積書、納品書及び請求書を不必要に分割して発行すること。

#### 2 適正かつ公正な入札

- (1) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために談合しないこと。
- (2) 入札に関し、贈賄等の刑事事件を起こさないこと。

- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）、又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、もしくは関与していないこと。
- (4) 現場説明会後に、公正な入札を妨げるような事態が生じた場合や公正な入札・契約が損なわれる恐れ、あるいは損なわれた等の事実、もしくは疑いが発覚した場合には、貴法人の調査に協力するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 公正な入札を妨げる行為（例：談合の誘いや入札価格に関する情報提供を他者から申し出された場合など）を受けた場合、もしくは知りえた場合は、速やかに報告すること。

### 3 業者登録情報の利用

提出した情報は、業務上の必要に応じ、貴法人内で共有しても異議を申し立てないこと。

西暦            年    月    日

(所在地)

(社名)

(代表者役職・氏名)

印

以 上